

令和3年宇治田原町議会運営委員会

令和3年3月26日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 今西利行議員に猛省を求める決議（案）について
日程第2 令和3年第1回（3月）定例会について
○議事日程（第5号）について
日程第3 令和3年第2回（6月）定例会日程（予定）について
日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	9番	馬場	哉	委員
副委員長	7番	藤本	英樹	委員
	1番	浅田	晃弘	委員
	4番	山本	精	委員
	5番	山内	実貴子	委員
	12番	谷口	整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下	康之	君
総務担当理事	奥谷	明	君
企画財政課長	村山	和弘	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野	里志	君
庶務係長	太田	智子	君

開 会 午前10時00分

○委員長（馬場 哉） 皆様、おはようございます。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、令和3年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は開会中の議会運営委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。馬場委員長、また藤本副委員長のもと、各委員の皆さん方にはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

なお、本年の第1回の定例会も3月4日の日に開会をいただきまして、議会運営のほうで大変いろいろとお世話になったことを改めて厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

もう少し経てば、もう新しい4月のスタートということで、新年度ということになるわけでございますけれども、例年より宇治田原町の田原川の桜も早く咲き、今まででしたらそれぞれ学校の入学式で満開というのが、少し早いようにも思うわけでございますけれども、今、新型コロナウイルスの感染対策もでございますので、町といたしましても、お花見のルールということで、そういった呼び掛けを、看板設置などを行って楽しんでいただく一方、感染対策には十分ご配慮いただく中、宴会などを慎んでいただくよう呼び掛けを申し上げておるところでございます。

そうした中、いよいよ昨日、オリンピックの聖火リレーがそれぞれのところでスタートいたしまして、本町におきましても、5月26日に聖火リレーの予定をいたしておりますので、また議員それぞれまたいろんな角度からご支援いただきますように、よろしくお願ひを申し上げたいというふうに思います。

また、来週の29日にはまた本会議を開催いただく中、また全員協議会も開催いただくわけでございますけれども、町のほうからもいろいろと報告事項が3件ございますの

で、またいろんな角度からご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

気候的にはだんだん暖かくなり、非常にお茶も早いようにも思うわけでございますけれども、まだまだ朝晩急に冷え込むところがございますので、委員各位におかれましては、まずお体には十分ご自愛いただきまして、これからも引き続いてますますご活躍されますようにご祈念申し上げまして、議会運営委員会開会にあたりましてのご挨拶にさせていただきますと思います。どうぞお世話になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

日程第1、今西利行議員に猛省を求める決議（案）についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

○議会事務局長（矢野里志） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、日程第1につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

お手元のほうに、本日提出をされました今西利行議員に猛省を求める決議（案）というのを置いておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

この決議（案）につきましては、本日、原田周一議員から提出をされまして、浅田議員、藤本議員も賛成者となられております。本来であれば、提出者である原田周一議員からご説明をいただくところではありますが、本日この時間、城南衛生管理組合議会に公務で出席をされておりますので、事務局のほうから朗読によりのご説明とさせていただきますと思います。

1枚めくっていただきまして、決議第1号、ご覧くださいと思います。

今西利行議員に猛省を求める決議（案）。

令和3年3月24日、予算特別委員会総括審査において、今西利行議員の発言は、個別審査で答弁のあった内容について、意見を述べる機会はあるにも関わらず再度質問するとともに、事実確認が不十分な発言を行ったうえ、度重なる撤回要求にも応じず会議を何度も中断させ、最後には発言を取り下げるなど、円滑な会議の運営に支障をきたした行為は許しがたいことである。

議会は、「言論の府」といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されることから、言論を尊重し、その自由を保障されているものの、同時に議員は自己の発言には責任を持つことが求められているものである。

今回の予算特別委員会総括審査における今西利行議員の言動は、委員長の議事整理提案に対しても無責任な発言を行う等、議員としての責任と自覚に欠けるものであり、議会の品位と信頼を著しく失墜させ、町議会への不信を招くものである。

よって、今西利行議員が議員としての責務を改めて認識し、議会活動に対し真摯に取り組むとともに、その言動についても責任を持つよう猛省することを強く求める。

以上、決議する。

令和3年3月29日。

宇治田原町議会。

以上でございます。

○委員長（馬場 哉） 今、事務局長から説明がありましたけれども、提案者の原田議員は本日、城南衛生管理組合のほうの会議に出席をされておりますので、本来ならばこの場で説明をしていただくところですけれども、そういう事情で説明ができないというふうになっております。

今日の会議に、賛同者であります浅田委員と藤本委員がおられますので、副委員長、藤本委員、何かこの議案に対して説明があれば。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 長時間に及んで暫時休憩を取らざるを得ないような状況になってしましまして、個人的な意見いうたらおかしいかもしれませんが、意見を委員会に持ち込んで、正当な議論ができないような状態になってしまったと思っています。審査を混乱させて、中断させた責任は大きいと思いますので、猛省を求める決議については賛成したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（馬場 哉） これに対してご意見。山本委員。

○委員（山本 精） 確かに、この間の総括審査の中で、審査そのものを、委員会そのものが長くなるとか、休憩をして、その間の発言等も含めて、いろいろと食い違いがあったというふうには思いますが、ただ、本人は、一般質問で藤本さんが言われた分に対する答弁と、やっぱり確かに個別審査の中で町長が最終的に、要するに、分離型はやらへんという話をされたという中にあると思うんです。その食い違いのことを最終的に確認したかったというふうな思いがあると思うんです。

それをいきなり止められたみたいだったんで、やはり混乱したとは思いますが、本人、ちょっときちっともう一遍、この場に来られればよかったかなと思うんですけれども、相手して話もさせてもうてやるべきかなというふうに思うんで、なかなかこの決議については賛成しかねるなというふうに思っています。以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかにご意見は。山内委員。

○委員（山内実貴子） 本当に先日の予算特別委員会では混乱が生じてしまったこと、本当に反省していただきたいなどは思っています。

ただ、本当にもうこういう決議案を出さないといけないということ自体が、もう本当にこの議会でもう何とも、本当に何か残念な思いでいっぱいです。本当にこういう決議案を出す前に、しっかりと自分で考えていただいて、猛省をしていただきたかったなという思いです。

○委員長（馬場 哉） ほかにご意見ございませんか。谷口議長。

○議長（谷口 整） 今、山本委員のほうから、質問の在り方についての意見があったんですけども、これについては、先般も、次の議運で一定その辺のルール化の確認もしましようということの話があったんですけども、これ、この間、この間も申しましたように、一般質問でかぶる場合は、後の人間が一定かぶらんようにするとか、暗黙のルールで来たわけですね、そこらの。確かに、今回、予算特別委員会と一般質問が若干ニュアンスが違う答弁ではあったんですけども、最終的に、一番責任者たる町長が2日前に分離はやらないということで答弁をされているので、それを意見として——再質問するしないは別として——意見として言われるのはいいんだろうけれども、そこらのことをもう今度、きちっとルールで、それはだめですよとかいうようなことでルール化しないといけなくなった、そのことについても非常に残念な話なんですよね。成文化するということは、がんじからめにするということ。ところが、暗黙のルールで来ていたら、ある程度みんながそのところを守りながらやっていけば、そんながんじがらめの、議員の発言を制約するようなことまでしないで済んだんが、今西さんの今回の一連の行動でそんなことをせんなんようになったということは、非常にこれ残念なことやと思うんですよ。

ちょっと意味は違いますけれども、一事不再議という、1つの議会会期中で1つの事件、議決事件は再度審議をしないという、その一事不再議の原則にのっとって、この間、質問等も運用してきたと思うので、今申しましたように、今西さんがそういうことをやったばかりにいろんな縛りかけるようなことを作っていかんなんというのは非常に残念な結果なんで、本当に本人さんがそのところまで理解されていたんか、はたまた、この間の一連のやりとりの後、発言の撤回はされましたけれども、本当に自分のほうに非があって撤回をしたというふうに思われているんか、何か寄ってたかって言われて、仕方がなく撤回したというふうに思っているんか、その辺ももう一つ分からないし、

また、この間の本人さんのやりとりなり態度等を見ていたら、私が申し上げた後者のほうのような態度なのかなということも思われるので、同じ会派の山本委員から見られて、その後、本人さんはどんな状況だったんですか。そこまではちょっと分からんかもしれませんが。本人はどう思っておられるんでしょうね。ちょっと質問の仕方がおかしいかもしれません。

○委員長（馬場 哉） 発言されますか、山本さん。山本委員。

○委員（山本 精） 本人がどう思っているかというのは、そこまでの話は僕も分からないですけども、いろいろと、最初の小中の関係で言えば、それはまだ本人は何のつもりなんか分からへんという思いはあると思いますね。だから、なぜ止めんなんような状況やったんかなというふうに僕は思っています。だから、あのことに對しては、やっぱりきちっと町長、そういう答弁してもうたらそれで済んだはずなのに、そのことが要するに町長の発言の前に止められたからね。言うたら、議進もかかってしまったからね。それについては、本人はなぜかなというふうに思う気持ちが強いと思います。

後のことについては、確かに中身的にやっぱりこの場所でというか、論議するというものとは違うかな。個別審査のときにもうちょっとやっといたほうがよかったかなというふうには思いますけれども、その辺はあるとしても、ものすごく意見に対する思いが強かったということと、ほかの人たちからも直接話を聞いておって、そんな話になったんだと思います。

ただ、確かに総括審査質問のほう、混乱させたことについて、本人がどう思っているか、そこまでは分かりませんが、問題あったかなとは思いますが、後のいろんな発言についてはね。しかし、本当にやっぱり出す前にちょっと本人ときっちりともたもう一度、出しますよという話も含めてやっとなあかんの違うやろうかなとは思っています。

○委員長（馬場 哉） 先日のいわゆる議事進行、原田委員からかかりましたけれども、その後、私、委員長として発言を許しますということで、小中に関する1問目については、今西さんには全て発言をしていただいたというそういう進行をしたつもりです。議事進行かかった後、議事進行の意見を受け入れた後に、私は発言をどうぞというふうにしたと思っております。

（「答弁でしょ」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） いやいや、質問も。

（「質問は終わった後やね」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） いや、議事進行の後に質問してもらいました。

○委員（山本 精） 質問終わった後に議事進行かかったんやと思っていますけれども。

○委員長（馬場 哉） いえ、そうやった、そうでしたか。

（「途中で止まってないと思いますよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 質問終わったんか。

○委員（山本 精） で、判断してくださいとなったときに、いや、みんなが何でやねんという話になったと思うんで、そこは今西の責任じゃないと思いますけれども、私から言えば。

○委員長（馬場 哉） 今日出てあるのは、どちらかという、2問目のくつわ池のところが非常に何か決議案の内容にするとちょっとウエートが大きいのかなというふうに委員長としては思いますけれども。

ほかの方、どうですか、ご意見は。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 賛成者として上げさせてもうてますけれども、やはりこの間の委員会、会議を何度も中断させて、なおかつ委員長からの提案なりも受け入れず、答弁してくれというような、全然、暫時休憩中にもいろいろありましたけれども、そういうことにも何も思わずというんですかね、考えず継続されたということは、やはりこういう無責任な発言につながっている、事実誤認であったと私は思っていますけれども、そういう発言につながっているということで、ここに書いていますように、やっぱり議会の品位と信頼を著しく失墜させたのではないかと、そういうことで私は賛成しております。

そういう意味合いからしても、今西議員が反省、猛省をしておられるなら、またそれもそうであろうかとは思いますが、山本さんの意見でね、そういうことも今言わりましたけれども、そういうことに対しての思いというのは全然伝わってきませんし、やはりこういうことで知らしめていくと言うたら変ですけども、反省をしていただきたいというようなことで、私は賛成をさせていただいております。以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ないようでしたら、この決議案の取り扱いにつきましては、29日の最終日に提案者である原田議員より提案理由の説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） では、次に、日程第2、令和3年第1回3月定例会についてを議

題といたします。

矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、お手元に配付させていただいております令和3年第1回宇治田原町議会定例会の議事日程（第5号）につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。

令和3年3月29日月曜日午前10時が開議でございます。

日程第1、ただいまございました決議第1号、今西利行議員に猛省を求める決議（案）につきましては、今西議員除斥の後、提出者であります原田周一議員から提案理由の説明を求めた後、質疑、採決を予定しております。

日程第2、議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、開会日に提案をされ、人事案件でございますので、委員会への付託を行っておりませんので、1議事1議題とし、質疑、討論、採決を予定しております。

次に、日程第3から日程第13、議案第23号、第24号及び第27号から第35号までの合計11議案につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、藤本委員長より委員長報告後、一括して委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案第23号の討論、採決を行い、議案第24号、第27号から第35号までの指定管理者の10議案につきましては、一括して討論を行い、また、反対者が全くないと認められるような場合は一括採決もあり得るとされておりますことから、この指定管の10議案につきましては、一括採決の可否を確認した上で、一括採決を予定させていただいております。

なお、総務建設常任委員会に付託されました議案に対する討論の申し出はございませんでした。

続きまして、日程第14から日程第20、議案第17号から第20号、議案第22号及び第25号並びに第26号の合計7議案につきましては、文教厚生常任委員会へ付託を行っておりますことから、山内委員長より委員長報告後、一括して委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案第17号から第20号、第22号につきましては、各議案1件ずつ討論、採決を予定させていただきまして、指定管理者の議案であります第25号、第26号の2議案につきましては、先ほどと同様、一括採決の可否を確認した上で、一括討論、一括採決を予定させていただいております。

なお、文教厚生常任委員会に付託をされました議案に対する討論の申し出はございませんでした。

続きまして、日程第21から日程第29までの予算関係6議案及び関係議案3議案、合計9議案につきましては、予算特別委員会に付託となっておりますので、予算特別委員会の馬場委員長より各議案についての委員長報告をしていただきまして、9議案につきまして一括して委員長報告に対する質疑をしていただきます。その後、日程第21から日程第29、議案第8号から議案第13号までの予算関係、また、議案第15号、第16号、第21号の関係議案、合計9議案につきまして、議案ごと1件ずつ討論、採決という形で進めていきたいというふうに考えております。

なお、議案第8号、一般会計予算につきましては、山本議員から反対討論、藤本議員から賛成討論の申し出がございましたので、反対討論、賛成討論の後、採決という形で進めていきたいというふうに考えております。

また、議案第10号、後期高齢者医療特別会計につきましては、今西議員から反対討論の申し出がございましたので、討論の後、採決といたします。

さらに、議案第15号、敬老祝金支給条例の一部改正につきましては、今西議員から反対討論、山内議員から賛成討論の申し出がございましたので、反対討論、賛成討論の後、採決という形で進めていきたいというふうに考えております。

次に、日程第30、発委第1号、宇治田原町議会会議規則の一部を改正する規則を制定するにつきましては、3月4日定例会開会日の議員協議会におきましてご協議いただいておりますように、議会運営委員会の馬場委員長より提案理由の説明を求めた後、質疑、討論、採決という運びを予定しているところでございます。

日程第31、最後でございますが、閉会中の継続調査の申し出につきまして、従来どおり議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、重大事件等調査特別委員会、議会活性化特別委員会、広報編集委員会からの継続調査の申し出を提出いただく予定としておりますので、日程第31の議事日程に上げさせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ただいま事務局から説明がありましたが、日程第30、発委第1号の宇治田原町議会会議規則の一部改正につきましては、3月4日の議員協議会で協議を行いましたので、別紙のとおり、29日私のほうから提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

その発委の内容ですけれども、提案理由といたしましては、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、育児、介護、議会への欠席事由を整備するとともに、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものでございます。

また、請願者の利便性の向上を図るため、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものである、そういう会議規則の一部を改正する提案を私のほうからさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議事日程（第5号）について、質疑等ありましたらご発言をお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 特にないようですので、これをご了承願ったものといたします。

以上、3月定例会についてはこれで終了いたします。

日程第3、令和3年第2回6月定例会日程についてを議題といたします。

お手元に資料があるかと思いますが、読み上げをさせていただきます。

令和3年第2回6月定例会の予定表をご覧くださいと思います。

5月27日10時より議会運営委員会、28日金曜日から一般質問の受付を行います。一般質問の締切は5月31日の午後5時でございます。それから、6月3日木曜日が定例会の開会日でございます。散会后、全員協議会を予定しております。6月8日は再開日で一般質問、9日も再開日で一般質問の予備日として予定をしております。10日木曜日が総務建設常任委員会、11日金曜日が文教厚生常任委員会、14日月曜日が予算特別委員会、16日水曜日が議会運営委員会、17日再開日、閉会予定でございますけれども、10時から予定をしております。閉会后に全員協議会、午後、広報編集委員会が開催される予定です。

ただいま提案を申し上げましたけれども、この日程について質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 特にないようですので、これをご了承願ひ、6月の議会運営委員会で正式決定していきたいと思ひます。

続きまして、日程第3、その他に移ります。

この際、何かご発言ございましたら、発言をお願いいたしたいと思ひます。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、私のほうから。

先日、予算審査の中で原田委員より、委員会の総括質疑について議運で一度整理していただきたいということで、先ほどから、今西議員の発言に対して、同じ会期中で町

長がいわゆる言及されたことについて、それに対して再度総括質疑で質問するのは質問としてそぐわないのではないかという、そういう議事進行があり、発言をされました。それについてご意見がありましたら、皆さんからお伺いしたいところですが、先ほど谷口委員のほうから、いわゆる議会会期中に再度そういう質問するのはそぐわないのではないかと。また、そこを今まで規則で決めずに、議員共々暗黙の了解でしていたものを、今回こういう提案が出てくることによって、会議規則できっちり縛りをしなくてはならないのではないかと、そういうご意見もありましたけれども、そういうことをしなくて、今後、総括質疑等々で発言が自由にできるように、今後も議会運営として行っていきたいと思いますので、その点に絞って今回少し議運でもんでくれという話がありましたので、ご意見がありましたらご発言を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。谷口議長。

○議長（谷口 整） 今、委員長のほうから、会議規則なり云々という発言があったんですけども、これ、成文化するにしても、申し合せかなと思うんですよね。会議規則ではそこまでそういうことは恐らく書いていないと思うので。ただ、申し合せ、成文化するという事は、もうそれがきっちりとしたことなんで、先ほど私も発言しましたように、ふわっとした中での暗黙のルールが一番よかったんですけども、やはり今西さんがそういうことをされたので、そしたら、この間のやりとりはなかったけれども、どこにそんなこと書いてあるねんとか、極論すればそうになってしまうので、やっぱり申し合せ等の中にちょっとそこは触れんなんことになってしまったんかなど。残念なことなんですよ。今西議員のそういう言動によってこんなことせんなんということは残念なことになるんやけれども、ちょっとその暗黙のルールだけでは、後々また混乱する原因になりかねんので、だから、そこら辺のことを整理するべきやというのがこの間の話だったと思うんですよ。そこは、皆さんどう思われるか、議論してもろたらどうですか。

○委員長（馬場 哉） そうですね。何かご発言ありましたら。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 本当に今まででしたら、そういうところに一步足を踏み入れても、まあまあええやん、グレーゾーンやんみたいなところで許していただいていたかもしれませんが、そういうことが許されなくなるというのか、明文化したらね、ということなので、本当に身動き、反対に言えば、取れないような形にもなってくるんで、本当に残念だなという思いがいっぱいですね。以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに。山本委員。

○委員（山本 精） いろいろと意見はあると思うんですけども、言われたように、暗

黙のルールというか、予算の総括審査の中での暗黙のルールがどうなのかなと、あったのかどうかというの、あると思うんですけどもね。何もそんなものなかった、なかったというか、今までになかったことやから、たまたまああいう形になったとは思いますが、そこまでちょっともう少し余裕見たほうがええのかなというふうには僕は思っていますけれどもね。

○委員長（馬場 哉） しない。いわゆる申し合せにで決めるようなことではないということ。

○委員（山本 精） 今、早急に決めるようなことではないかなと思いますけれども。

○委員長（馬場 哉） みんなそういうふうに思っていますよね。山内委員。

○委員（山内実貴子） そうは言われますけれども、でもやっぱり、あの場で一定議運でということで、また、先ほどの谷口議長の言葉もありますけれども、やっぱり一定考えていかないといけなくなってしまうのかなと思います。私もそれはすごく残念ですけども、そういうふうにしていかないといけないのかなとは思っています。

○委員長（馬場 哉） ほかにはございませんかね。

個別審査で、町長まで答弁のあったことに関して、そこを再度総括質疑で質問をするというのはどうかという点だけですので、そこを申し合せ事項に——そこだけじゃないですけども、極論すればその部分やと思うので——そこを申し合せ事項に記載して明文化していく方向にいったほうがいいのではないかという提案やったと思うんですね、原田議員のほうは。その点について、今回議運で諮ってくれということでしたので、もう少しご意見があれば。

先ほどは、山本委員も、そこまでしなくてもいいのではないかという……。

○委員（山本 精） そこまでというか、今、急にやらんかてええん違うかなと思ってるわけで。今後、まだまだ議運そのものもありますし、いろいろとまた考えていったらええかなというふうに思っているんですけども。

せやけれども、総括審議で最終確認を問うというのは、個別審査での発言の最終確認を問うということも、それは必要なことやとは僕は思いますけれどもね。別にそこであったからするなということではないというふうに思いますけれども。

○委員長（馬場 哉） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 一般質問でも一緒なんですけれども、同じタイトルで質問があっても、切り口を変えてやるというそういうことなんで、総括かて当然、この間のケースで言えば、もう少し切り口を変えてやるやり方もあると思うんですよ。全く一体型がどう

や分離型がどうやというそういう蒸し返しじゃなく。だから、そののところ、先ほど言った暗黙のルールというのはそういうことなんですよ。

それを、やっぱり今回、何か申し合せ等を書いとかへんと、またぞろ同じことになりかねん懸念があるので、非常に残念なことやけれども、一定ルール化を確認だけはしといたほうがええのかなと思うんです。その確認の仕方も、内容もいろいろ非常に難しいんですけれども。

先ほどから言うているように、一定の暗黙のルールで皆さんが守っていただけるなら、そんなことを言う必要ないんやけれども、ちょっとなかなか、今回でもその質問はどうなんやろうかと質問になじむんやろうかなという投げかけを何人かが何回かしても、最終的にそれはされた。そのことは別に議員の発言は許されるのでいいんですけれども、ただ、結果として議事進行がかかった。やっぱりそのところは多少疑義があったからかかったんやと思うんですけれどもね。

だから、そんなこと、今後また繰り返されることになれば、これ、今回の教訓が活かされてへんということになるんで、やっぱりそこらを整理せざるを得んのかなと思うんですけれども。私、これは個人の意見ですよ。残念なことではあるけれども、そういうふうにせんなんのかなと思うんです。

○委員長（馬場 哉） はい、どうぞ。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） そしたら、もしあれやったら、山本議員が次、6月議会、今西議員にもう一回ちょっと指導してもらて、もう1会議だけ様子見るというのも方法かなと思うんですけれども、その辺り、どうでしょうかね。

○委員（山本 精） 指導って、そんな。まあ、話はしますけれどもね。

○委員長（馬場 哉） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） まあまあ、ここで答えはなかなか出ないと思います。それで、また、ほかの議員さんの意見もあるやろうし、議員協議会にかけていただくなりして、総意で、今、副委員長がおっしゃられたようなそういうような方法も検討するなりしながらやっつけていけばいいのかなと思いますので、この場ではちょっと、縛りを皆さんにかけるわけですから、できないと思うので、その点、よろしくお願いします。

○委員長（馬場 哉） 原田委員のほうから、この議運で揉んでくれということでしたけれども、このここに申し合せ事項、今日は手元にはないかもしれませんが、申し合せ事項の中に記載していくかどうかについては、意見の大半は、残念ながらその方向にしていかなんのかなという、今日のこの場ではそういう雰囲気というか、もう私も含

めてそうやと思うんですけれども、これについては、この議員協議会の中でも少し諮ら
せていただいて、もう少しほかの議員の方々のご意見も頂戴して、最終的に議運のほう
で、申し合せ事項に記載するかどうかを決めていきたいと思っておりますので、それでよろし
いでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 続きますして、その他の中で定例会の一般質問について、私のほう
から。

今回、定例会の一般質問につきましては、いわゆる回数制限の撤廃と時間制限を導入
させていただきました。資料、手元にございますので、ちょっとご確認をいただきたい
と思います。

記載のとおりですけれども、ほぼ時間制限については、もう皆さん、40分以内にほ
ぼ収まっているというところでございます。

内容につきましては、ここでご覧いただきたいと思っておりますけれども、一応、この会期、
3月定例会と6月定例会の2回、様子を見てはどうかという全員協議会での協議でした
ので、今回、一般質問について、皆さんの議員それぞれのを見ていただいて、何かご意
見がありましたら、少しこの場で発言をお願いできたらというふうに思っていますが、
いかがでしょうか。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） 次の6月議会の一般質問については、もう少し移行期間というか、
周知期間というか、試行期間でありますので、6月も引き続きこういうルールのもと、
進めていきたいというふうに考えております。

その他ですけれども、ほかにはございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） ないようでございましたら、当局。奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、私のほうから、3月29日の閉会後の全員協議
会での報告、ご説明内容について申し上げたいと存じます。

前回の議会運営委員会の中で2件のご報告、ご説明と申しておりましたが、本日、も
う1件増えまして、3件のご説明、ご報告を申し上げたいと存じます。

まず、総務課関係の2件でございます。

1つ目は、宇治田原町自治功労者表彰条例の範囲の見直しについてということで、こ
れにつきましては、各界の皆様方から、本町の自治功労者表彰条例の対象者を見直して

はどうかというようなご意見もいただく中で、行政側といたしましても、自治功労者の皆様方等へご意見、アンケート等を取らせていただきまして、一定方向性をまとめさせていただいたところでございます。全員協議会におきまして、その辺りをご説明、ご報告させていただきまして、また議員の皆様方からもご意見を頂戴する中で、今後の定例会等で条例改正の提案を上げさせていただければと考えておりますので、まず、現時点での考え方、方向性等をお示しさせていただければと考えております。

それから、2点目が、同じく総務課所管でございますけれども、4月1日付で予定いたしております令和3年度宇治田原町の職員人事異動につきまして、その骨子につきましてご説明をさせていただきたいと考えております。

それから、もう一点が追加案件でございますけれども、町道贅田立川線の供用開始についてということで、この庁舎の北側でございます贅田立川線の供用開始ができる段取りとなりましたことですから、その概要につきまして、建設環境課所管でございますけれども、ご報告、ご説明を申し上げたいと考えております。

この3件をご説明申し上げたいと思います。以上でございます。

○委員長（馬場 哉） ご苦労さまでした。

ただいま報告のありましたとおり、閉会後の全員協議会においては、宇治田原町自治功労者表彰条例の範囲に見直しについて及び令和3年度宇治田原町の職員人事異動について、町道贅田立川線の供用開始についての3件を予定しております。

また、3月29日の全員協議会後に議員協議会を開催し、重大事件等調査特別委員会についての協議を行いたいと思います。

最後に、町制施行65周年記念宇治田原町議会主催事業として、仮称ですけれども、1、ハートウォーミング自治体ウェブサミット、それから、仮称ですけれども、宇治田原町中学生議会について、お配りをしています資料をご覧いただきたいと思います。

少し私のほうから説明をさせていただきます。

町制施行65周年記念宇治田原町議会主催事業といたしまして、ハートウォーミング自治体ウェブサミットを実施してはどうかという案を作成させていただきました。これについては、宇治田原町議会が全国のハートをキーワードにしている自治体議会に呼びかけ、ハートウォーミング、心が温まる自治体運営において議会の役割をテーマに、また、今後のハートを標榜する自治体連携について、オンライン形式によるサミットを実施したいというものでございます。

日時についてはまだ未定でというか、案の状態ですけれども、8月10日、ハートの

日前後の午前中を予定しております。内容につきましては、全国のハート自治体を標榜する自治体に呼びかけ、オンラインサミットを実施したいと思います。現状のところ、まだ具体的には当たっておりませんが、京都の大山崎町、沖縄の南城市、兵庫の神河町、それから本町、宇治田原町、5自治体ぐらいを目標にしております。

概要ですけれども、ウェブでのサミットでございますので、これについては記載のとおりですけれども、参加自治体に関しては、特産品を紹介できるようなそういうプログラムを考えたいと思います。

以上、ハートウォーミング自治体ウェブサミットでございますけれども、これについて、皆さんの何かお考えがあればお願いをしたいと思います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） なかなかおもしろい取り組みであるなと思いますし、5自治体目標ということでやってきてはるみたいですが、こういうことでいろいろ交流を深めていければいいのかなと思いますし、賛成の立場で言わせていただきました。以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかに。山内委員。

○委員（山内実貴子） とてもいいことだと思います。なかなかZoomでどれぐらい、どんな形になるかとかいうのもなかなかちょっと想像がつかないものがあるんですけども、本当に今だからこそできることかなと思うので、やっていく方向で協議していけばいいのかなとは思っています。

○委員長（馬場 哉） ほかにご意見は。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） これ、日時が8月10日ってほんまにいい日やと思うんですよ。ハートの日で、ほんまに読んで字のごとく、8月10日がいいと思うんですけども、ただちょっと1つ懸念されるのが、南城市がその日にイベントを別にしてはるんですよ。できたら、そこを南城市とちょっと調整してもらう形になりますけれども、ほかの市町がそういうハートの8月10日に何もイベントとかをされてないんやったら、ちょっと南城市に無理言うて、8月10日に開催する方向で考えたほうが、よりインパクトあるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（馬場 哉） ほかに。山本委員。

○委員（山本 精） このこと自体には、やっぱりこういう形でやるというのはいいことだと思いますので、進めていってもらいたいなと、見に行きたいなというふうに思っています。以上です。

○委員長（馬場 哉） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 議運の委員長のほうに65周年のこういう記念イベントで、これと中学生議会とをちょっといろいろ検討してほしいということでお願いしておったんですね。かなり具体的にいい案をつくっていただいて、ありがとうございます。

今、藤本副委員長のほうから話があったように、ハートの日、恐らく南城ではイベントがあると思うのですね。あるのならば、そこをつなぐということもできるわけですよ、その会場。南城市がどこで、受けはるかとは別として、その会場とつないでやるというのは、さらにこれインパクトあるんかなと思うので、できれば、ハートの日、8月10日を実施日に調整をさせていただいたらありがたいなというふうに思っております。

○委員長（馬場 哉） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 以前、南城市に行かせていただいたときに、その日の行事というイベントは、そんなに自治体が直接わっと職員が出てとか、そういうことも、議員さんがどうこうということもあまり、何かほんまに自由な感じで参加されていた感じがあります、市長もそうでしたので。そういう部分では、できるんじゃないかなとは思っています。

今言われたように、ほんまにそういうイベント会場からのそういうつながりとか、それはすごくいいなと思います。

○委員長（馬場 哉） ほかにご意見ございませんでしょうか。

今、お2方からご意見ありましたけれども、南城市の副市長さんが5月に来られるという、これはそういう当局からの説明もありましたし、今回、この65周年の記念事業については、議会のほうで主体となって運営をするということです。いずれは当局のほうとも連携をしていかなと思いますけれども、まずは議会のほうで、ぜひ自治体のウェブサミットを進めていきたいと思います。

あと、今、ここに4つ挙げていますけれども、あと1つの自治体については、できる限り、関東のほうか、そういうところで標榜しているところを探していきたいというふうに思います。

皆さんからのご意見がございませんので、こういうふうな感じで進めていきたいと思っておりますけれども、ほかの議員さんもいらっしゃいますので、開催するまでに一度、議員全員でウェブ会議のいわゆる練習というか、予行演習ができるように、そういう機会も議員全員でつくっていききたいと思っておりますので、よろしくご協力のほうをお願いしたいと思います。

それから、裏面に、お願いして、これも65周年として宇治田原町議会が主催をして

いきたいと考えている事業でございますけれども、宇治田原町の中学生議会でございます。

事業内容については、維孝館中学の生徒さんに参加をしていただき、模擬議会を開催し、議会が中学生に対する主権者教育の一翼を担うものでございます。ほかの中学生、保護者を含め、議会と住民との距離を縮めるための事業を試行的にぜひやっていきたいというふうに考えております。これまで3回、議会と住民との懇談会を実施したところでございますけれども、今回は少し切り口というか、やり方を変えて実施していくという案でございます。

日時については、令和4年になりますけれども、3月というふうに記載しております。これは、3月でやるならば、中学3年生が対象になるのかなというところでございますので、中学3年生を対象にしなければ、また違う時期も探れるのではないかなというふうには、案を作成した段階でそういうふうに記載をさせていただきました。

中学3年生につきましては、現状、社会科の授業として毎年1月にまちづくり授業されておりますので、そのまちづくり授業でそれぞれ中学生が議論した部分を議会議員に質問するという形であれば、こういう取り組みはお隣の京田辺市でも開催をされておりますので、それを模範として、今後、事業内容等々検討していきたいというふうに考えております。

以上が事業案でございます。この件についても何か、もし、委員の皆さんのご意見があれば、よろしくお願ひしたいと思います。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 令和4年の3月中旬ということで、議会のほうはちょっと議会中というのもありますし、3年生は卒業、進路が決まって卒業式の予行演習というものもあると思いますし、ちょっとお互いに無理なんじゃないかなと。中学3年生を2月にとすることになっては、今度、受験を控えていますので、そちらもちょっと無理かなと思うんです。

できるんやったら、逆にもう2年生に絞るなりしたほうがいいんじゃないかなと思ったりするんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（馬場 哉） いかがでしょう、難しいな。ほか、ご意見ございませんか。

その点につきましては、委員長、副委員長、それから事務局等々で、また学校へ行ってお話をさせていただいて、今、副委員長がおっしゃった2年生で調整がつくようであれば、またそういう話も学校側とできるのかなというふうに考えております。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） まあまあやっていったらええんかなとは思いますが、議員が

当局側というような形で答弁していくというのは分かるんですけども、議員によりまして、賛成しているものについては、「ああ、それよろしいですな。言うとおりにやっていきます」みたいな話になるかもしれんけれども、逆の立場の議員さんでしたら、「それは当局としては反対です」というようなことにもなっていくかもしれませんので、その辺の調整をどのようにしていくのか、その辺りを詰めていかないと難しいというのか、と思います。以上です。

○委員長（馬場 哉） その点については、京田辺でもこういう同じようなことをされており、先駆事例がありますので、向こうの京田辺市の議会さんと、また議会事務局とのお話も頂戴して、ぜひその点については検討したいと思います。

ほかにはございませんか。ないですか。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） なければ、これをもちまして議会運営委員会を閉会したいと思います。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前10時58分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 馬 場 哉